

熊谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、熊谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 熊谷市農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、28人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊谷市農業委員会の委員の定数等に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 熊谷市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成17年条例第178号）

(2) 熊谷市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例（平成17年条例第179号）

(3) 熊谷市農業委員会の農政部会設置及び農政部会を構成する委員の定数条例（平成17年条例第180号）

(熊谷市農業委員会の委員の定数等に関する経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。第5項において「改正法」という。）附則第29条第2項の場合においては、第2条及び第3条の規定は適用せず、前項の規定

による廃止前の各条例の規定は、なおその効力を有する。

(熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、農業委員会の会長、会長職務代理、委員及び農地利用最適化推進委員には、農地利用の最適化を推進するために国から交付される交付金の額の範囲内で市長が定める額を年額報酬として支給することができる。

第2条の2に次の1項を加える。

- 4 年額により報酬の額を定められている委員の報酬は、当該年度の末日までに支給する。前条第2項の規定による年額報酬についても同様とする。

別表第1中19の項を20の項とし、6の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 農地利用最適化推進委員	同	45,000円
---------------	---	---------

(熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法附則第29条第2項の場合においては、前項の規定による改正後の熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同項の規定による改正前の熊谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。